

情報のキャッチボールを通じて信頼関係を構築し、いじめのない心豊かな学校をつくる。

- ・ゆったりとした眼差しで生徒とともに生活し、生徒・保護者・教師の信頼関係を深める。
- ・生徒一人一人を全ての教職員で掌握し「いじめ」の芽を摘む。

教科指導や道徳の時間、特別活動をはじめすべての教育活動を通じて、全教職員が一体となって人権意識を高揚させ、いじめのない学校を目指します。

## 1. いじめ防止等に向かう学校の姿勢

いじめが全ての生徒に関する問題であることを鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなることを旨として、学校全体でいじめの問題に取り組むことを基本的な姿勢とする。

本校は、いじめの防止等の対応を行うため、国といじめの防止等のための基本的な法令・方針や学校法人九州国際大学いじめ防止方針（以下「法人方針」という。）に基づき、本校の実情に応じた「九州国際大学付属中学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という）を定め、いじめ対策・対応委員会を中心としてこれを推進する。

## 2. いじめを未然に防止するための取組み

いじめはどの生徒にも起こり得る事案であることを踏まえ、すべての教職員（非常勤講師、事務職員を含む）で、すべての生徒を対象に、いじめに向かわない態度や能力を育て、いじめの未然防止に努める。

### （1）入学前の指導体制の整備

本校に入学する生徒については、下記に掲げる機会を通じて円滑な学校生活、人間関係を構築するための心構えを持たせるとともに、小学校からの情報を基に指導体制を整備する。

- 新入生説明会、しおり
- 新入生オリエンテーション
- 小学校との情報交換

### （2）人権意識の高揚

校長や教職員、外部講師等による講義や講話、通信等をはじめ下記に掲げる機会を通じて人権意識を高揚させ、いじめを行わない生徒、いじめを許さない生徒の育成に努める。

- 全校集会、学年集会
- 暴力団排除教室、スクール救命講習会
- 学年通信、学級通信

### （3）人権意識の構築

下記に掲げる機会を中心に様々な学習場面で、生徒の心を揺さぶり、生徒自身に考えさせる活動を通して、望ましい人権意識を構築させる。

- 道徳の時間

- 人権啓発作品作り（作文、標語、ポスター）

#### （4）生徒同士の相互理解

下記に掲げる学校行事や諸活動を通して他者の思いや考えに触れることで、他者を認め、共に生活していくとする意識や態度を育てる。

- 「未来を創る人へ」発表会
- 英語プレゼンテーションコンテスト、自分発表会
- 文化祭、体育祭、音楽祭
- 合唱コンクール、百人一首大会、クラスマッチ
- 九国チャレンジ教室、古都探訪教室、海外体験教室
- 生徒会活動、部活動

#### （5）生徒と教職員の相互理解

生徒や保護者との対話やアンケートなど下記に掲げる機会を通して、生徒自身のことや生徒同士の人間関係等、生徒を理解する上で参考となる情報を収集する。

- 教育相談、家庭訪問、三者面談、校長面談
- 大丈夫？アンケート（いじめに関するアンケート）

### 3. いじめの早期発見・早期解決に向けての取組み

一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものがいじめであることから、いじめはどのクラスでも、いつでも起こり得る問題として、教職員は生徒の日常の様子や人間関係に気を配り、少しでも異常に気がつけば、当該生徒に声をかけたり保護者と連絡を取り合ったりして早期発見に努める。また、担任を含む複数の教職員で情報を共有し、適切な対応・指導を通して早期解決を図る。

#### （1）いじめの早期発見のための措置

##### ① 質問票を通した情報収集

生徒を対象に、人間関係やいじめに関する質問票「大丈夫？アンケート」を、年に5回程度実施する。必要があれば臨時に情報収集することもある。

得られた情報は、生徒指導部長が集約し全教職員で共有、必要があれば学級担任等と連携して調査するなどの対応をとる。なお、その際の調査や対応の内容についても、校長やいじめ対策・対応委員会で共有する。

##### ② 生活面の指導を通した情報収集

下記に掲げるような日常の生活や学校行事、諸活動等での様子や会話を通して、生徒の変化をはじめ指導上参考となる情報を収集する。

- 昼食指導、登下校指導、休み時間指導、保健室の利用
- 諸活動（北九ウォーク、進路体験学習）
- 宿泊行事（九国チャレンジ教室、古都探訪教室、海外体験教室）
- 生徒会活動、部活動

③ 教職員間の情報交換

教職員（非常勤講師、事務職員を含む）が入手した情報は、下記に掲げる機会をはじめ様々な場面で交換し、適宜、生徒の状況に応じた指導を講じ実践する。

- 職員会議、学年会議、教科会議、生徒支援委員会、拡大職員会議（非常勤講師等を含む）

④ 教職員研修

校内外の研修会に参加するとともに、参加者の報告を全教職員で共有しながら、教職員の研鑽に努める。

(2) いじめの早期解決のための措置

いじめの疑いのある事案、いじめに発展する可能性がある事案を含めいじめの事案に対しては、学校長の指示のもと、いじめ対策・対応委員会で事実を確認し、必要な指導・対策を施す。

- ① いじめの事案が発生した場合、いじめ対策・対応委員会は、当該学年生徒指導教員を中心とした学年教職員チームに、情報の収集と事実の確認をするよう指示する。
- ② 学年教職員チームは、聞き取りや質問票など適切な方法で情報収集、事実確認を行い、その結果をいじめ対策・対応委員会に報告する。
- ③ いじめ対策・対応委員会は、学年教職員チームによる調査の結果をもとに実態の解明を行う。
- ④ いじめ対策・対応委員会は、円滑な学校生活を送ることができるような方策を講じ、家庭への連絡、指導の内容（当該生徒への指導、反省や謝罪、保護者を交えた話し合い等）、全体への指導（学級や学年、全校等）等の方針を決定する。
- ⑤ ④の決定に基づき、学年教職員チームが中心となり人間関係の改善・修復のための対応にあたる。
- ⑥ 生徒の行為によっては、別に設ける特別生徒指導委員会で審議し、何らかの懲戒を科すなど対応や指導を決定する。場合によっては、警察等外部関係機関等とも連携して対応することもある。
- ⑦ いじめの事案については、いじめに係る行為が止んでいること、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つをいじめ対策・対応委員会が確認した時点で、いじめが解消したものとする。確認ができない場合は、いじめの事案が再発しないよう指導や見守り等の対応を継続する。

4. いじめの重大事態への対処

いじめの事案について、いじめ対策・対応委員会で、いじめの重大事態と判断された場合は、速やかに下記の対応をとる。

(1) いじめの重大事態の定義

- ・ いじめにより在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
  - ・ いじめにより在籍する生徒が余儀なく転校した疑いがあるとき
  - ・ いじめにより在籍する生徒が相当の期間（年間30日を目安とするが、一定期間欠席が連続している場合はその限りでない）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

生徒や保護者から重大事態の申立てがあれば、その時点で事実が確認できない場合でも、重大事態が発生したとして対処する。

## (2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した場合、校長は、速やかに理事長、県知事その他関係機関に報告する。
- ② 校長は、重大事態に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかにいじめ対策・対応委員会に対して、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うよう指示する。
- ③ 校長は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、いじめ対策・対応委員会の調査によって明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供する。
- ④ 校長は、いじめ対策・対応委員会による調査結果を、速やかに、法人方針第5条第1項に規定する対応委員会（以下、法人対応委員会という。）に報告する。対象生徒またはその保護者が希望する場合、対象生徒またはその保護者の所見をまとめた文書を調査結果に添える。
- ⑤ 重大事態に係る調査を法人対応委員会が行う場合、その調査に関し、いじめ対策・対応委員会は最大限協力する。
- ⑥ いじめ対策・対応委員会は、法人対応委員会と連携して調査報告書を作成し、校長を通じて理事長に提出する。
- ⑦ 理事長は、調査結果を県知事その他関係機関に報告する。その際、下記（3）⑤の説明の結果に対し、いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒またはその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添える。

## (3) 重大事態に関する調査

- ① 前項②による指示を受けたいじめ対策・対応委員会は、当該重大事態に係る事実関係の調査を行う。調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的として行う。
- ② いじめ対策・対応委員会は、質問票の使用その他適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にしていく。
- ③ 客観的な事実関係を調査し、いじめ行為の事実関係を可能な限り明らかにする。
- ④ すでに先行して調査している場合でも、必要に応じて、調査資料を再分析したり新たな調査を実施したりする。新たな調査を行う場合、いじめを受けた生徒やその保護者に調査結果を提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、調査の趣旨を調査対象の生徒や保護者に説明する。
- ⑤ 調査によって明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）については、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

## (4) 重大事態の再発防止

校長は、いじめ対策・対応委員会または法人対応委員会の調査によって明らかになった重大事態に係る事実関係を踏まえ、当該重大事態と同種のいじめの発生の防止に努める。

## 5. 学校評価

本方針に基づき、学校評価においていじめ防止の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

## 6. いじめに関する学内組織

### (1) いじめ対策・対応委員会

#### ① 役割

- 学校におけるいじめ防止に関する日常的な取り組みを行う。
- いじめの疑いがある事案、いじめに発展する可能性がある事案について情報を収集したり、事実を確認したりして実態を解明する。
- いじめの事実が確認された事案について、対応や指導の方針等を決定するとともに、全教職員にその内容を周知する。
- いじめの重大事態について調査を行い、その結果を報告書にまとめる。

#### ② 構成員

校長、副校長、生徒指導部長、養護教諭、各学年生徒指導教員、関係教職員  
その他、必要に応じてスクールカウンセラーや警察等外部機関

### (2) 学年教職員チーム

#### ① 役割

- いじめに係る情報収集、事実確認を行い、その結果をいじめ対策・対応委員会に報告する。
- いじめ対策・対応委員会の指示に基づき、必要に応じた指導や対応を施す。

#### ② 構成員

当該学年生徒指導教員、当該学年担当教員（学級担任を含む）、生徒指導部長、関係教職員

### (3) 特別生徒指導委員会

#### ① 役割

生徒の行為が重大かつ懲戒を要するものと判断される事案について審議し、対応や指導を決定する。

#### ② 構成員

校長、副校長、生徒指導部長、当該学年生徒指導教員、当該学級担任、関係教職員  
その他、必要に応じてスクールカウンセラーや警察等外部機関

付属中学校のいじめ防止等の年間指導計画

月	いじめの未然防止等の取組み	対象	職員研修等	評価・分析
4月	教育相談 北九ウォーク	全学年 全学年		生徒指導部 学年
5月	校長面談 大丈夫?アンケート	1年 全学年		管理職 生徒指導部
6月	文化祭 校長面談 大丈夫?アンケート	全学年 3年 全学年	人権同和担当研修	職員会議 管理職 生徒指導部
7月	九国チャレンジ教室 スクール救命講習 三者面談（家庭訪問）	1年 2年 2・3年（1年）		学年 職員会議
8月	人権啓発作品作り	全学年	生徒指導研修	学級・担当係
9月	発表会（夏休み体験、Dream14、S I） 体育祭 教育相談	各学年 全学年 全学年		学年 職員会議 生徒指導部
10月	校長面談 海外体験教室 暴力団排除教室 大丈夫?アンケート	2年 3年 2年 全学年		管理職 学年 学年・学級 生徒指導部
11月	進路体験学習 音楽祭 大丈夫?アンケート	1・2年 全学年 全学年	人権同和担当研修	学年・学級 職員会議 生徒指導部
12月	三者面談	全学年		職員会議
1月	百人一首大会 古都探訪教室	1・2年 2年		学年・学級 学年
2月	大丈夫?アンケート	全学年		生徒指導部
3月	英語プレゼンテーションコンテスト 自分発表会 クラスマッチ	1・2年 3年 全学年	人権同和担当研修	学年・学級 学年 職員会議
通年	道徳の時間 全校集会（月1回） 学年集会（適宜） スクールカウンセリング（月2回） 学年通信、学級通信			

【いじめ防止等の対策のための流れ】

